

(第二面)

証 紙 欄

(消印してはならない)

◎三重県市町コード一覧表

コードNO	市 町 名	コードNO	市 町 名
242012	津市	243035	木曾岬町
242021	四日市市	243248	東員町
242039	伊勢市	243418	菰野町
242047	松阪市	243434	朝日町
242055	桑名市	243442	川越町
242071	鈴鹿市	244414	多気町
242080	名張市	244422	明和町
242098	尾鷲市	244431	大台町
242101	亀山市	244619	玉城町
242110	鳥羽市	244708	度会町
242128	熊野市	244716	大紀町
242144	いなべ市	244724	南伊勢町
242152	志摩市	245437	紀北町
242161	伊賀市	245615	御浜町
		245623	紀宝町

三重県以外の市区町村コードについては、次の総務省のホームページを参照してください。

<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

宅地建物取引士の資格登録手続について

下記必要書類を揃えて窓口にお越しください。なお、来庁が困難な方は郵送による受付も行っています。（備考7を参照してください。）

申請者本人がお越しいただけない場合、代理人申請も可能です。（備考6を参照してください。）

申請窓口 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁4階
三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班
電話：059-224-2708 FAX：059-224-3147 Email：kenchiku@pref.mie.lg.jp

提出書類	注意事項その他
①登録申請書 (宅地建物取引業法施行規則様式第五号)	ア. 顔写真(1枚)を貼付してください。 イ. 申請前6カ月以内に撮影した無帽・無背景・正面・上三分身・顔の大きさ2cm程度の縦3cm横2.4cmのカラー写真(デジタル画像を使用する場合は、写真専用の用紙を使用し、ノイズ、ジャギーやインクのにじみがないよう鮮明な画質で印刷してください。) ウ. 登録申請手数料 37,000円(R4年12月1日現在) 三重県収入証紙を金融機関等の証紙販売所で購入し、申請書裏面(第二面)に貼付してください。三重県収入証紙は県庁内でも購入可能です。
②誓約書 (様式第六号)	宅地建物取引業法(以下、法という。)第18条第1項第3号から第12号までに該当しないことを誓約する書面です。
③住民票抄本	日本国籍の方は提出不要です。 外国籍の方は、国籍の記載されたものを提出してください。 また、国籍の如何を問わず、旧姓併記を希望される方は、旧姓が併記された住民票抄本を提出してください。
④身分証明書	本籍地の市区町村で交付されたものを提出してください。(戸籍抄本、運転免許証等では代用できません。) なお、外国籍の方は、身分証明書の代わりに身分証明書の内容を自分自身で誓約した書面が必要です。
⑤登記されていないことの証明書	東京法務局及び地方法務局で発行されます。三重県内では、津地方法務局が該当します。(郵送での交付申請は東京法務局のみの取り扱いとなります。) なお、郵送交付の詳細については、東京法務局民事行政部後見登録課(電話：03-5213-1360)にお尋ねください。
⑥合格証書	申請窓口にて原本を提示し、コピー(白黒可)を提出してください。(合格証明書の場合は、原本の提出が必要です。)
⑦登録実務講習 修了証書 又は 実務経験証明書 (様式第五号の二)	【登録実務講習修了証書】原本を提出してください。 なお、登録実務講習の詳細については、各実施機関にお問い合わせください。 【実務経験証明書】申請前10年以内に2年以上の実務経験が必要です。 【添付書類】実務経験の有無を確認するために勤務状態を客観的に把握できる書類(法第48条第3項に基づく従業者名簿の写し)の提出が必要です。
⑧従業者証明書 (様式第八号)	法第48条第1項に基づく従業者証明書のコピーを提出してください。(登録申請時点において、宅地建物取引業に従事している方のみ必要です。)

- 備考
- 1 公的書類については発行日から3カ月以内のものがが必要です。
 - 2 登録が終わるまで20日間程度必要です。登録が終わりましたら、はがきにて通知します。
 - 3 宅地建物取引士証の必要な方には、試験合格後1年以内であれば資格登録申請時又は通知時に必要書類をお渡しします。(宅地建物取引士証の交付には、別途、写真2枚、4,500円分の三重県収入証紙が必要になります。)試験合格後1年を越えている場合には、(公社)三重県宅地建物取引業協会(電話：059-227-5018)もしくは、(公社)全日本不動産協会三重県本部(電話：059-351-1822)へ法定講習受講の申し込みをしてください。
 - 4 合格証書・登録実務講習修了証書の氏名に変更があった場合は、戸籍抄本が必要です。
 - 5 未成年者が登録しようとするときは、婚姻を証する書面又は法定代理人の同意を証する書面等が必要です。
 - 6 代理人申請の場合は、委任状等、代理であることを証する書面(代理人の氏名、住所、連絡先等を記載したもの)も提出してください。様式は問いません。
 - 7 郵送により申請する場合は、上記記載の必要書類に加えて、本人確認用の公的身分証明書(運転免許証、健康保険証等)の写し、及び試験の合格証書(原本)、返信用の宛先を記入し必要な切手を貼付したA4判対応の封筒またはレターパック等信書便に対応したものを同封し提出してください。(合格証書及び登録通知書の返送に使用します。)